

アスノ法律事務所では、今月よりニュースレターの発行を開始しました。宮崎市の弁護士・中小企業診断士として経営者のお力になれるよう、情報発信にも力を入れていきたいと思えます。



弁護士・中小企業診断士
田所 伸吾

今号のテーマ

- 最近のブログより～コロナ対策の補助金情報
- 経営者からのお悩み相談
- 事務所トピック
- おすすめ書籍紹介

中小法人・個人事業主のための「一時支援金」の給付開始

新型コロナ対策として、国の施策「一時支援金」の申請本登録の受付が開始されました。

中小法人等には上限60万円、個人事業者等には上限30万円が支給されますので、対象となる事業者は忘れずに申請するようにしましょう。申請期間は**令和3年3月8日から令和3年5月31日まで**です。

一時支援金事務局からもお知らせが出ていますが、**一時支援金の申請前には登録確認機関による事前確認が必要**となります。弊所も現在登録確認機関への登録申請中であり、登録され次第、事前確認への対応を開始します。

■事前確認の手数料にご注意

なお、この事前確認の手数料について、1件について数万円を請求しているところもあるようです。しかし、事前確認に対しては、国から事務手数料が支払われます。国からの事務手数料の受け取りを辞退した場合には、独自に報酬を請求することも可能ですが、中小企業庁からも、登録確認機関に対しては、「申請希望者が厳しい経営環境にあること等も踏まえ、報酬については柔軟な対応を」という依頼がなされています。

弊所では、一時支援金については、事前確認のみならず、申請のサポート・代行も行います（事前確認については手数料無料）。一時支援金は対象者の条件などが複雑ですし、保存書類への対応など複雑なので、自社だけでの対応に不安がある場合には、弊所がお力になれるかと思えます。

■宮崎市の緊急事業者支援事業も開始

また、国の一時支援金とは別に、宮崎市の「新型コロナウイルス感染症緊急事業者支援事業」の申請受付も開始しています。1事業者につき20万円と決して十分な額とは言えないですが、該当する事業者は申請を忘れないようにしましょう。**支援される業種が幅広く、宿泊業、製造業、サービス業、小売業、理美容業、運輸業など、これまでは支援の対象外だった方でも対象となる可能性があります。**

（ただ、時短営業への協力金を受給されている飲食店は対象外です。ご注意ください。）要件への該当性や、申請方法についてなどのご相談にも対応可能ですので、ぜひご連絡ください。



経営者からのお悩み相談

これまでに対応した事例から、経営者がよくお悩みの法律問題について簡単に解説します。似た問題でお悩みの方、弁護士に相談すると大きなトラブルになる前に解決できるかもしれません。

クレマーの対応に困っています（販売業）



お客様よりある商品の注文を受けましたが、それ以降、「いつになるか？」等の連絡が深夜早朝問わず頻繁に来るようになりました。中には「仕入値を教える」といった質問もあり、断ると暴言や脅迫めいたことも言われ、精神的に参っています。お客様なので無下に断るわけにもいかず、どうすればよいでしょうか。

お客様だからといって何をしても法的に許されるわけではありません。根拠のある苦情には誠実に対応すべきですが、不当な要求には毅然とした対応を行うべきです。クレマーへの対応は、精神的な負担から、通常の業務にも影響を与えてしまいます。クレマーと正当な苦情の見極めや具体的な対応方法については、お早目に弁護士にご相談ください。



制作費用を値切られてしまいました（ウェブサイト制作業）



ウェブサイトの制作を受託しましたが、知り合いの紹介だったので、契約書を作成しないで口約束で仕事を進めました。だいたい出来上がったのでチェックしてもらったところ、当初要望されていなかったはずの内容がないと文句をつけられ、「この内容ではお金は一部しか払えない。」と言われてしまいました。

制作すべき内容について最初に「仕様書」等を作成しておかなければ、完成したか否かについて争いが起きがちです。当時のメール等が残っていれば合意内容が証明できる場合もありますので、ご相談ください。また、このように契約書を作成していないと、せっきくの仕事の報酬が得られなくなってしまいます。正当な報酬を確保するためにも、弁護士に契約書類の整備をご依頼ください。



事務所トピック

● 電話・オンライン相談はじめました

弊所では、来所相談だけでなく、電話やZOOMでの「オンライン相談」も可能です。移動時間が不要！好評です。特に宮崎県内には、気軽に弁護士や中小企業診断士に相談できる環境にない地域の企業も多いので、柔軟な形で相談可能な「オンライン相談」をぜひご利用ください。

● M&A アドバイザーに認定されました

田所が株式会社バトンズの「M&Aアドバイザー実践講座」を修了し、バトンズ認定アドバイザーに認定されました。今後、宮崎での事業承継に尽力できるよう、さらに精進して参ります。

おすすめ書籍

習慣を整える
小林弘幸

「整える習慣」(小林弘幸 著)

自律神経を整え、「実力をしっかり出し切る」ための本。鞆の中を整理する、リモートワークの合間に5分体育等、すぐ実践できる行動術が満載。

影響されやすいので早速取り入れ中。読むだけでも気持ちが整う1冊です。(事務局)

ひとこと

県内ではコロナもようやく落ち着きを見せはじめているので、春休みには家族旅行に行けることを期待しています。県内経済の苦境はまだまだ続きそうですので、経営者の一助となるためにも、情報発信にも力を入れていきます！（田所）

アスノ法律事務所 弁護士・中小企業診断士 田所伸吾



〒880-0001 宮崎市橘通西3-10-32 宮崎ナナイロ東館8階 ATOMica内
TEL 0985-86-7680 MAIL info@asuno-law.com WEB https://asuno-law.com/

